

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 六六〇
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六六〇
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 六六〇
- 家畜伝染病予防法に基づき報告を求める件の一部を改正する件 六六二
- 漁業損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件 六六二

### 公 告

- 土地改良区の定款の変更を認可した件 六六一
- 道路の区域を変更する件二件 六六一
- 道路の供用を開始する件二件 六六一
- 福島県准看護師試験を実施する件 六六三
- 登録販売者試験を実施する件 六六三
- 貸金業者の登録を取り消した件 六六三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件 六六四
- 土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 六六四
- 不在者投票のできる施設として指定した件 六六四

## 告 示

### 福島県告示第七百八号

公印を次のように改刻し、平成二十年十月二十八日その使用を開始する。  
平成二十年十月二十八日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

23

福島県現金出納員印 (福島県立磐城高等学校用)



福島県立磐城高等学校の福島県現金出納員

(文書法務課)

### 福島県告示第七百九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年十月二十一日救急病院として認定した。  
平成二十年十月二十八日

名称

所在地

福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院

東白川郡塙町大字塙字大町一―五

平成二三年一〇月二〇日

(医療看護課)

### 福島県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十年十月二十八日から平成二十一年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスマール南相馬 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 南相馬ショッピングセンター

(変更後) ジャスマール南相馬

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

3 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

4 (変更後) 別紙図面のとおりに  
荷さばき施設の位置

(変更前) 別紙図面のとおりに  
(変更後) 別紙図面のとおりに

5 廃棄物等の保管施設の位置  
(変更前) 別紙図面のとおりに  
(変更後) 別紙図面のとおりに

6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 別紙書面のとおりに  
閉店時刻 別紙書面のとおりに  
(変更後) 開店時刻 別紙書面のとおりに  
閉店時刻 別紙書面のとおりに

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成二十年十一月二十八日

2 駐輪場の位置、荷さばき施設の位置、廃棄物等保管施設の位置  
平成二十一年六月十六日

四 届出年月日  
平成二十年十月十五日

五 届出をした者  
株式会社ジャスト

(「別紙書面」及び「別紙図面」は、省略し、その書面等を縦覧場所に備えおいて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百一十一号

家畜伝染病予防法に基づき報告を求める件(平成十七年福島県告示第五百七十七号)の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

二中「千羽」を「百羽」に改める。  
三中「千羽」を「百羽」に改め、三の一中「に異常」を「の異常又は防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の不備等」に改める。

六中「千羽」を「百羽」に改める。

八中「福島県農林水産部生産流通領域衛生飼料グループ」を「福島県農林水産部生産流通総室畜産課」に改める。

別記様式備考4中「に異常」を「の異常又は防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の不備等」に改める。

畜産」に改める。

(畜産課)

福島県告示第七百一十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字赤坂三十三番地

同 郡同 町大字毛萱字浜畑二十二番地

同 郡同 町大字毛萱字浜畑百二十六番地

2 加入区名称

富熊加入区

3 漁船損害等補償法第百一十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十年十月二十八日から同年十一月十一日まで

2 縦覧の場所

相馬市尾浜字及川百九十六番地 相馬双葉漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第七百一十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成二十年九月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月二十一日認可した。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第七百一十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道西若松停車場南町線	会津若松市南花畑二二四番一地从先から 同 市南花畑二二四番一地从先まで	変更前 変更後	一六・九 一六・〇	五・四 五・四

(道路計画課)

福島県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野小高線	同 郡浪江町大字両竹字庄司口六一番一地从先まで	変更前	A 七・〇 三・八・六	三、四二八・七
	同 郡浪江町大字両竹字本町三番地先から 同 郡同 町大字両竹字原田二〇番一地从先まで	変更前 変更後	B 一・二・五 七・〇 C 一・二・〇 四・六・〇	三、四四四・七 二六七・〇
同 郡浪江町大字両竹字檜無三〇番三地从先から	同 郡浪江町大字郡山双葉郡双葉町大字郡山字檜無三〇番三地从先から	変更後	B 一・二・五 七・〇	三、四四四・七

字庄司口六一番一地从先まで

(道路計画課)

福島県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡双葉町大字中野字渋江六七番地先から 同 郡浪江町大字両竹字庄司口六一番一地从先まで	平成二〇年 一〇月二八日

(道路計画課)

福島県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小浜字町線	南相馬市原町区北原字本屋敷一〇七番一地从先から 同 市原町区北原字大塚五一番一四地先まで	平成二〇年 一〇月三〇日

(道路計画課)

公 告

公告第五百四十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、平成二十年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日

平成二十一年二月十日（火）午後一時開始

二 試験場所

郡山市安積町日出山字北千保十九番地の八 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）多目的展示ホール

三 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真

出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙にはり付けること。

(三) 受験資格を証する書類

ア 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。

イ 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十一年三月六日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該試験は無効とする。

四 受験手数料

六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること（消印はしないこと）。

五 受験願書の受付期間

平成二十年十二月八日から同月十日までに持参又は書留郵便により郵送のこと（郵送の場合は、平成二十年十二月十日までの消印のあるものは有効とする）。

六 受験願書の提出先

福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課  
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）

電話 〇二四一五二一七二二二（直通）

七 その他

(一) 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」

と朱書して百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。  
(二) 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課に問い合わせること。  
(医療看護課)

公告第五百四十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日等

平成二十一年一月二十八日（水）午前十時三十分開始

二 試験場所

郡山市安積町日出山字北千保十九番地の八 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）多目的展示ホール

三 受験手続

受験希望者は、平成二十年十一月十日（月）から同月二十八日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月二十四日（月）を除く。）に受験申請書に必要書類を添えて最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所（県外居住者は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課）に提出すること。

四 受験手数料

一万七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験申請書にはって納入すること（消印はしないこと）。

五 その他

試験の詳細は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に問い合わせること。  
(薬務課)

公告第五百四十二号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 商号又は名称 有限会社プレシステム

二 氏名（法人にあつては代表者名） 梅宮 充

三 営業所又は事務所の所在地 郡山市喜久田町字四十坦十六番地の十三

四 登録番号 福島県知事一第〇一八八五号

五 登録の取消の日 平成二十年十月二十日

公告第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

会津中央土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 菊地 要一 会津若松市門田町大字徳久字竹之元五六九番地

（農村計画課）

公告第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称

戸ノ口堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小沼 一雄 会津若松市河東町八田字桜石四五番地

（農村計画課）

公告第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

平成二十年十月二十八日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 石田 健一 大沼郡会津美里町字本郷甲三七五三番地

同 小林 和洋 会津若松市北会津町天満三〇七九番地

監事 大竹 優 同 市北会津町宮袋五五七番地

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百七十七条若しくは第一百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十年十月十七日次のとおり指定した。

平成二十年十月二十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻威男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
ニチイのきらめき福島大森	福島市大森字伯父母内二一番二
社会福祉法人慈仁会ケアハウス星風苑	伊達市月館町御代田字月崎山一番七
医療法人社団敬愛会介護老人保健施設 敬愛シニアガーデン卸町	福島市鎌田字卸町八番地一